

(3) 軍備管理・軍縮・不拡散

- 6 3 核軍縮を含む大量破壊兵器（核・科学・生物兵器）の禁止や規制並びに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化
- 6 4 地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化
- 6 5 大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化

6 3 核軍縮を含む大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）の禁止や規制並びに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化

評価責任者	総合外交政策局 軍備管理軍縮課長 小笠原 一郎 総合外交政策局 生物化学兵器禁止条約室長 中井 一浩 総合外交政策局 科学原子力課長 篠原 守
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 1 日
<p>1 .【評価を行う目的】</p> <p>核軍縮を含む大量破壊兵器の禁止や規制並びに核物質の管理に関するわが国の取組の概要を示すことにより、成果重視の外交を推進し、施策の改善に努める。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>北朝鮮などによる大量破壊兵器開発疑惑や、非国家主体による大量破壊兵器を用いた国際テロの可能性等の問題が生じており、軍縮・不拡散分野において国際社会は重大な挑戦に直面している。かかる状況の中、わが国及びその周辺地域や国際社会全体の平和と安全を確保するためには、大量破壊兵器の軍縮を推進し、大量破壊兵器拡散の脅威を削減し、国家間の緊張・不安定化や非国家主体によるテロを防止するための施策が極めて重要である。具体的な施策の概要は以下の通り。</p> <p>(a) 核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討プロセスへの積極的な参加、(b) NPT、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の署名・批准国の増加と核実験モラトリアム継続のための働きかけ、(c) 核軍縮決議案の国連総会への提出、(d) 旧ソ連諸国との非核化協力、(e) 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化・強化のための努力、(f) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置の強化・効率化</p> <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散、並びにそのための規制や、国際的な枠組みの維持・強化は、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」とのわが国の安全保障上の基本的立場を実施する方策の一つといえる。唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは国民の悲願でもあり、この目的のために、大量破壊兵器の禁止や管理・規制といった分野で現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、日本国民及びわが国の利益増進に大きく寄与するものである。また、国際的な軍縮・不拡散は一国のみで成し遂げられるものではなく、国際的な協力が必要である。軍備管理・軍縮・不拡散分野では、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎であるNPTを始め、二国間及び多国間の国際約束がその重要なベースとなっている。従って国内省庁の中で、条約交渉・締結を含む外交業務を担当する外務省が施策の企画立案・実施主体となる必要がある。</p>	

(2) 有効性

(a) 平成17年NPT運用検討会議第2回準備委員会

平成17年NPT運用検討会議第2回準備委員会にて、わが国の核軍縮・核不拡散等の立場を包括的に述べた作業文書等を発出し、NPT体制の維持・強化を目的とする同準備委員会の成功に積極的な貢献を行った。その結果、北朝鮮やイランの核問題、NPTの遵守問題、核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用などに関し活発な議論が行われた。また、議長サマリーを含む報告書が発出され、核軍縮・不拡散の推進に向けた国際社会の明確なメッセージが示された。

(b) NPT、CTBTの署名・批准国増加と核実験モラトリアム継続のための働きかけ

(イ) NPTの締約国増加のための働きかけ

わが国は従来からハイレベルにてNPT非締約国に対しNPT加入を促す働きかけを行っている。平成15年5月、189番目の締約国としてNPTに加入した東ティモールに対しては、同年4月24日矢野外務副大臣（当時）より訪日中のホルタ東ティモール外務・協力上級大臣に対してNPT加入を要請している。また、平成17年NPT運用検討会議第2回準備委員会の一般演説にて、すべてのNPT非締約国に対して遅滞なく条約に加盟することを引き続き求めるべきである旨表明している。NPTの遵守問題に関しては、6者会合において北朝鮮の核問題の平和的解決に向けて積極的に取り組んでいる他、イランの核問題についても、平成15年の累次のIAEA理事会において積極的役割を演じてきた。

(ロ) CTBTの署名・批准国増加と核実験モラトリアム継続のための働きかけ

川口外務大臣は平成15年9月に第3回CTBT発効促進会議に出席。第1番目のスピーカーとして演説を行うことで、CTBT早期発効へ向けての政治的気運を維持・強化することに積極的に貢献し、日本のCTBT早期発効に向けた意気込みを示した。また、本会議に先立ち、わが国はフィンランド、オーストリアと共に3か国共同外相書簡を発出し、CTBT未署名・未批准国に対し同会議へのハイレベルでの閣僚の出席及び同条約の早期署名・批准を改めて呼びかけた結果、外相8か国（これらの多くは日本からの働きかけの結果出席を決めたもの）、閣僚級、副大臣など20か国の同会議への出席を得た（同地で開催された平成11年の同会議においては、外相3か国、閣僚級・副大臣等12か国の出席）。この他二国間（米、中、イスラエル、シリア、エジプト、インドネシア、ベトナム等）、多国間（第10回ARF閣僚会合、第15回APEC閣僚会合）でハイレベルでのCTBT早期批准の働きかけを行った。高須在ウィーン代表部大使は、上記第3回CTBT発効促進会議の最終宣言案を討議した全体委員会の議長を務めた他、次期CTBT0準備委員会の議長（任期：平成16年1～12月）に就任することが決定された。こうした中、発効要件国の1つであるアルジェリアが平成15年7月に、リビアが平成16年1月に批准を行った。また、平成14年11月に正式に立ち上げられたCTBT国内運用体制に関しては、国内に設置する10カ所の国際監視制度（IMS）施設の整備を本格化させた。さらに、CTBTの遵守状況を検証するための国際監視制度の整備の一環として、わが国は平成7年度以降毎年、グローバル地震観測研修による開発途上国の人材の育成（平成15年度11名受け入れ）、地震観測機器の供与（平成15年度1件）等を行っており、CTBT機関準備委員会や関係各国から

評価されている。このような技術協力は、CTBT加入に伴う義務の履行を容易化することにより、CTBTの署名・批准を促進するためのものでもある。

(c) 核軍縮決議案の国連総会への提出

核廃絶に向けた「現実的かつ漸進的」な取組を着実に継続し、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指すため、核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた道程」を国連総会へ提出した。ニューヨーク時間平成15年12月8日(日本時間9日)、国連総会本会議において、圧倒的多数の支持(賛成164、反対2、棄権14)をもって採択された(わが国は平成6年以降毎年核軍縮決議案を国連総会に提出し、国際社会の圧倒的支持を得てきているが今回の賛成票は最多)。これにより、国際社会に対し引き続き核軍縮の重要性及び目指すべき方向性を示すことができた。また、核軍縮決議案の中でも、わが国がその交渉の早期開始、妥結の重要性を明確に主張している核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)に関しては、関係国の思惑の違いにより条約交渉開始に関する合意が得られない中で、8月、わが国は同条約交渉の論点を網羅的に整理した作業文書をジュネーブ軍縮会議に提出し、条約交渉への歩み寄りを実質的に促進するための積極的な外交努力を行った。

(d) 極東ロシアの退役原潜解体事業の進展

平成15年6月、ロシア極東退役原潜解体プロジェクト「希望の星」の第1号となる「ヴィクター 級原潜解体事業」の実施取決めが署名され、事業の基本的な枠組が決定された。同年12月、実際に解体を行うために必要な資金供与計画及び請負契約が締結され、解体作業が開始された。これにより、「希望の星」プロジェクトが具体的に動き出すこととなった。

(e) BWC・CWC

(イ) 生物兵器禁止条約(BWC)の普遍化及び強化

BWC強化のための国際努力は、平成13年に米国が検証議定書に反対してから一時停滞していたが、平成14年11月新たに「3か年作業計画」が合意され、右に基づく強化プロセスが始まった。本年はその最初の年であり、内容の充実した議論と成果がでるか否かが右「作業計画」に基づくプロセスの試金石となったため、わが国は同年8月の専門家会合及び同年11月の年次締約国会合において、各国の国内法整備支援のためわが国のBWC国内実施法に関する作業文書等を提出し議題毎のプレゼンテーションを行うなど、議場での活発な議論及び意見交換の実現に貢献。最終報告書を巡る調整過程においては、議長及び主要国に対し働きかけを行い、合意形成に貢献。また、BWC国内実施体制の強化の観点から、アジア地域におけるキャパシティ・ビルディング強化を目的とする「アジア太平洋地域諸国に対する化学・生物テロ被害対処及び危機管理セミナー」を同年9月に開催し、BWC実施のための国内法制度の強化やバイオセキュリティを取り上げた。締約国については、新たにパラオ、東ティモール及びスーダンがBWCに加入し、締約国数は151か国に増加した。

(ロ) 化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化・強化など

平成15年4月に開催された第1回CWC運用検討会議に「CWCの役割とその強化」など3件の国別文書を提出するなど、CWCの普遍化・国内実施の強化などを謳った同会議の成功に貢献した。同年9月に開催した「アジア太平洋地域諸国に対する化学・生物テロ被害対

処及び危機管理セミナー」で化学テロ対処に関するわが国の経験や知見を、また、10月シンガポールで開催された「第1回アジア地域CWC国内当局会議」でCWC国内実施に関するわが国の経験を紹介し、途上国におけるCWC国内実施強化に協力。その他、9月末からフィルテル化学兵器禁止条約機関（OPCW）事務局長を訪日招待し、わが国とOPCWとの関係を強化した。平成15年にはキルギス、アフガニスタン等が加入し、その後、平成16年1月にリビアが加入した。これによりCWC締約国数は159か国になった。

（f）国際原子力機関（IAEA）の保障措置（注1）の強化・効率化

平成15年10月の第47回IAEA総会にて承認された平成16年通常予算においては、保障措置実施予算が102百万ドルに増額されるなど（対前年比1300万ドル増）、わが国は分担金拠出を通じ保障措置活動実施を支える財政基盤の充実に向けた協力を行なっている。また、わが国はIAEA事務局や関心国との協力、追加議定書（注2）普遍化のための人的・財政的支援を行っており、第47回総会にて採択された保障措置関連決議において、わが国の追加議定書普遍化への貢献が評価されている。平成15年11月、現在署名国は78、発効国は38に増加した（平成14年10月時点では署名国67、発効国28）。

（注1）IAEA保障措置とは、以下の国際的核不拡散に関する枠組みの中で、IAEAと当該国との間で締結される保障措置協定に従って、核物質等が平和利用活動から軍事目的に転用されないことを確保することを目的として、IAEA憲章に基づき、IAEAが当該国の平和利用の原子力活動に対し適用する検認制度。

（1）IAEA憲章

（2）核兵器の不拡散に関する条約（NPT）

（3）ラテン・アメリカにおける核兵器の禁止のための条約（トラテロルコ条約）

（注2）IAEA「追加議定書」（Additional Protocol）

90年代初頭のイラクや北朝鮮の核開発疑惑に対して従来の保障措置制度では未申告の原子力活動を検知・防止できなかったとの反省に基づき、情報提供義務や原子力関連施設へのアクセスの拡充を通じてIAEA保障措置を強化することを目的に、97年の臨時理事会で採択されたもの。

アクセス対象の拡大（「施設」のみならず原子力サイト内の「場所」も含む）短時間通告（24時間前）で立ち入り可能、あらゆる場所での環境分析試料の採取が可能となる。

わが国については、99年12月に発効。

（3）優先性

核兵器を始めとする大量破壊兵器などの廃絶に向け外交努力を実施することは、唯一の被爆国である日本として積極的に取り組むべきものである。また、北朝鮮の問題などが象徴するように緊張が高まっている中、安全保障政策の一環として本政策の優先的実施は不可欠である。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

NPTを始めとする国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化はわが国の安全保障政策の一環として必要不可欠のものであり、今後ともわが国が積極的に取り組んでいく必要がある。なお、平成15

年9月にジュネーブ軍縮会議にて川口外務大臣がわが国の軍縮政策を包括的に述べた演説を行った際には、各国よりわが国の取組に勇気づけられる旨の発言が寄せられている。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・わが国の軍縮外交（日本国際問題研究所 軍縮不拡散促進センター発行）
- ・外務省ホームページ「軍縮・安全保障」（<http://www.mofa.go.jp/>）

7.【備考・特記事項】

軍縮分野に関しては10年単位の長期的な視点が必要であり、その進捗は必ずしも短期的に目に見える形で確認できるものではないことに留意する必要がある。

この施策に関しては、軍備管理軍縮課、生物化学兵器禁止条約室、科学原子力課にて18人の担当官が国際連合代表部、軍縮会議代表部、在ウィーン代表部等と密接な協力を行いつつ、日常的に業務を行っている。

また、IAEA、包括的核実験禁止条約事務局（CTBTO）等の国際機関に対し組織・運営の効率化を求めており、IAEAにおいては組織や予算を含めて包括的に保障措置を見直すための外部評価委員会が設置され、わが国からも委員が参加した。

6 4 地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化

評価責任者	総合外交政策局通常兵器室長 進藤 雄介
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 1 日
<p>1.【評価を行う目的】 紛争地において被害者を出し、紛争終了後の人道支援、社会経済開発の障害となっている地雷や小型武器等への取組につき、国民に対して説明する。</p> <p>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>(1) わが国は、地雷や小型武器などの問題は、紛争終了後の人道支援、社会経済開発のための前提として、緊急に解決すべき問題として、これまで積極的に取り組んできた。具体的には、平成 7 年以降、ほぼ毎年、国連総会に小型武器決議案を提出し、国際世論を高めるとともに、小型武器問題の解決に向けた処方箋を提示してきた。わが国が提出した小型武器決議に基づくものとして、「国連小型武器政府専門家パネル(平成 8 年)」、「国連小型武器政府専門家グループ(平成 10 年)」の設置、国連小型武器会議(平成 13 年)、国連小型武器中間会合(平成 15 年)の開催が挙げられる。なお、平成 13 年からは、わが国は、南アフリカ、コロンビアと共同して、小型武器決議案を提出、採択している。</p> <p>(2) さらに、わが国は国連により開催されている小型武器に関する専門家会合、国際会議において一定の役割を果たし、この問題に取り組んできている。具体的には、前述の「国連小型武器政府専門家パネル」及び「国連小型武器政府専門家グループ」では、議長国(いずれも、議長は、堂之脇光朗外務省参与) 国連小型武器会議では、副議長国(副議長は、堂之脇光朗外務省参与) 国連小型武器中間会合では議長国(議長は、猪口邦子軍縮代表部大使)を務め、会議において採択された文書の交渉を取りまとめてきた。</p> <p>(3) また、わが国は具体的措置として、小型武器の被害国への具体的支援として、小型武器回収と開発を組み合わせた「小型武器回収プロジェクト」を関係機関と協力して実施している(カンボジア、コソボ等)。さらに、地雷対策事業として、アフガニスタン、カンボジアを始めとした地雷被害国等への支援を行ってきている。</p> <p>(4) わが国は、地雷問題の解決のためにはできるだけ多くの国がオタワ条約を締結すべきとの立場の下、特に締約国の少ないアジア太平洋の国に対して本条約の締結を働きかけてきている。</p> <p>3.【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>(イ) 通常兵器問題への取組は、ドナー国あるいは被害国のみで解決できる問題ではないと考えられている。例えば、国内の治安の確保あるいは、国防上のために武器を必要としている需要側の問題と、武器を輸出している供給側の双方の問題がある等各国の協力が必要であると指摘されている。従って、これらの問題への取組は、国連の枠組みあるいは、条約の交渉や履行といった国際社会の取組として行われるべき問題である。このような国際社会のバランスの中で、この問題に実際に取り組むことができるように外務省が政策の企画立案、実施の主体となる必要がある。</p> <p>(ロ) また、かかる取組により、わが国の国際貢献への前提を築くことにより、通常兵器の問題に関連した紛争終了後の復興支援における日本の取組が評価され、日本国民及び利益の増進を図ることにつながる。</p>	

(2) 有効性

(イ)平成 15 年 7 月にニューヨーク国連本部で開催された国連小型武器中間会合では、議長国を務め、国際社会における小型武器問題への取組をリードしてきた。さらに、本年、国連に小型武器決議案を提出し、国連の取組の更なる強化に努めることになった。

(ロ)平成 14 年度の予算にて支出した、カンボジアにおける小型武器回収プロジェクトやアフガニスタンにおける地雷対策事業を着実に実施することにより、武器回収、地雷除去を図り、被害国の治安の回復、復興に資することになった。

(ハ)主としてアジア太平洋のオタワ条約締結国に対して同条約締結の働きかけを行い、これらの国の条約に対する理解を促進した。

(3) 優先性

通常兵器問題への取組は、現実には被害者を出しているという点で、被害国のみならず、国際社会においてプライオリティーの高い問題である。わが国もかかる観点から早急かつ優先的に積取り組んでいくべきであると考えます。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

通常兵器の分野では、緊急性が高いこと、また、これまでのわが国の積極的且つ重要な取組の成果にかんがみした場合における国際社会よりの期待も高いため、軍縮分野における最重要課題の一つとして当該施策を継続していくべきである。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

国連小型武器中間会合報告書

7.【備考・特記事項】

国連小型武器中間会合では、わが国が議長国を務めた結果、わが国のマルチ外交における貢献につながった。議長国は、国連加盟国の中でも 1 国しか務めることができない以上、その効果は計りしれないものであり、わが国に対する評価が大きく上がったと言える。

具体的な取組においても、アフガニスタンなど、緊急性の高い地域において重点的に実施することにより、国際社会における時宜を得た効果的な事業となっていると思料する。これらのプロジェクトでは、日本の資金のみならず、人的貢献も行ってきており、総合的に「顔の見える支援」として、国際社会からの評価を高めるものとなっている。

6 5 大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化

評価責任者	総合外交政策局兵器関連物資等不拡散室 新井 勉
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 1 日
<p>1.【評価を行う目的】</p> <p>大量破壊兵器・ミサイル等の国際的・地域的な拡散防止体制を強化することにより、わが国の安全保障環境を向上させるとともに、アジア地域及び国際社会の平和と安全に貢献する。</p>	
<p>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>わが国は大量破壊兵器及びその運搬手段の関連物資・技術にかかる国際的輸出管理レジーム〔原子力供給国グループ（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル輸出管理レジーム（MTCR）〕並びに通常兵器の過剰な蓄積を防止することを目的とする国際的輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメント（WA）の強化を図っている。国際的輸出管理レジームとは、不拡散に同意する国々が集まり組織する、輸出管理についての政策協調のための、国際条約に拠らない枠組みである。各輸出管理レジームにおいては、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術（例えばロケット・システムそのものといったものから、高性能コンピュータ、工作機械、先端材料、ソフトウェア等々）はどのようなものかにつき参加国が共通の理解を持ちそれを詳細にリスト化し、そのリストを基に国内法に基づき、厳格な輸出管理を行っている。このような取組は国際社会を脅かす大量破壊兵器及びその運搬手段の関連物資・技術の流出・拡散をくい止め、国際社会の平和及び安定を確保することに資するとの観点から、わが国はこれらレジームの非参加国に対する輸出管理強化の働きかけを積極的に行っている。</p> <p>また、わが国は大量破壊兵器の運搬手段となりうる弾道ミサイルの拡散防止・抑制に資する国際的な規範であるハーグ行動規範（HCOC）の策定に関する議論に積極的に参加し、平成14年11月に同規範が採択された後もわが国の安全保障に直接影響を与える北朝鮮の弾道ミサイル活動を念頭に、種々の提案を行った。また、アジア諸国に対し、HCOCに参加するよう働きかけを実施し、HCOC参加国拡大に向け努力している。</p> <p>また、平成15年5月、米は国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル並びに関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討する枠組みである拡散安全保障イニシアティブ（PSI）を発表、現在わが国を含む11か国が参加している。現在、PSIの原則を定めた「阻止原則宣言」に則り、わが国は阻止活動の執行に必要な能力向上のための訓練に参加してきているほか、アジア諸国へのPSIの支持、協力を求めてきている。</p> <p>こうしたわが国の国際社会及びアジア地域における不拡散体制強化への努力は、上述したような国際的輸出管理レジームの強化やHCOCへの取組のみならず、アジア地域におけるミサイル不拡散並びに輸出管理に対する意識向上のためのセミナーの開催にも及び、アジア諸国・地域の輸出管理実務能力の向上等にも努めている。</p>	
<p>3.【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>大量破壊兵器・ミサイル及びその関連物資・技術（以下、大量破壊兵器等）の拡散は国際社会の平和と安定に対する脅威であり、大量破壊兵器等の拡散防止に積極的に取り組んでいくことは、わが国の安全の確保、すなわちわが国国民及びわが国の利益増進にも大きく寄与するものである。なお、大量破壊兵器等不拡散に向けた取組は省庁横断的であるが、その政策立案・実施にあたっては、国際社会の動向を踏まえ、外務省が主導する必要がある。</p>	

(2) 有効性

- (a) 各輸出管理レジームにおいては、次のような成果が得られた。ミサイル技術管理レジーム(MTCR)においては、大量破壊兵器等キャッチオール制度を実施する旨をMTCRガイドラインに盛り込むことにつき、わが国やEU、米、露が共同提案し、合意された。また、非MTCR参加国に対し、ミサイル不拡散につき働きかけるために、わが国が中心となりMTCRの活動概要(Q&A)のアップデート版を作成した結果、右改定版が総会で合意された。オーストラリア・グループ(AG)においては、平成15年2月のインターセッショナル・ミーティング(ISM)(パリ)及び同年6月のパリ総会の結果、非参加国に対するアウトリーチの強化策、生物剤の規制拡大につき合意される等、その体制強化が進められている。原子力供給国グループ(NSG)においては、核テロ対策のためのガイドライン改正が行われたほか、平成15年5月に開催された釜山総会において、イラン及び北朝鮮の問題につき、プレスステートメント、議長サマリー等における言及を通じ、これらの緊急かつ重大な課題に対しNSGとしてのメッセージを発出した。ワッセナー・アレンジメント(WA)において、平成15年はWAの機能見直し年であり、わが国としては武器移転分野を中心とし、WAの機能強化を目指していたところ、WAとしての責任ある輸出管理強化実現に向け、携帯式地对空ミサイル(MANPADS)の管理強化、小型武器の武器移転通報カテゴリー1の追加、通常兵器キャッチオール等様々な分野で合意に達した。
- (b) わが国は、「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)」の信頼醸成措置の実施につき、平和ロケットの打ち上げの事前発射通報や年次報告を実施するとともに、これらの経験をもとに、6月のインターセッショナル会合や10月の総会で信頼醸成措置の態様に関する議論に積極的に参加した。とくに日本の安全保障に直接影響を与える北朝鮮の弾道ミサイル活動を念頭に、種々の提案を行った。HCOCの信頼醸成措置は、円滑な実施に向けて、一步踏み出したところである。また、アジア諸国に対してアジア輸出管理セミナーや在京ASEANの担当官への説明会を開催し、HCOCに参加するよう働きかけを実施した。ASEAN諸国からのHCOC参加は依然としてフィリピンのみであるが、平成15年7月採択されたASEMの大量破壊兵器等の拡散防止に関する政治宣言でHCOCにつき言及された。HCOC参加国は立ち上げ当初の93か国から111か国(平成16年1月現在)に増加し、平成15年10月、NYにて開催されたHCOC総会では、HCOCがより多くの国の支持を得て普遍的規範となるよう、HCOC議長及びHCOC参加国が非HCOC参加国に対して引き続き働きかけていくことに合意した。
- (c) 大量破壊兵器開発懸念国による関連物資調達活動が巧妙化する中、不拡散努力を通じたアジアにおける平和・安全の確保は、一国の努力によっては充分になし得ず、アジア各国との連携強化が急務となっている。こうした状況の下、わが国はアジア諸国にむけた不拡散体制強化を重視し、セミナー等を開催している。平成15年11月には、ASEAN諸国及び韓国を招き、米及び豪の協力を得て、包括的な不拡散問題に関するアジア初の局長級の協議である「アジア不拡散協議(ASTOP)」を東京にて開催した。右協議においては、大量破壊兵器等の拡散防止が、国際社会の平和と安全にとり極めて重要であるとの認識が共有されたほか、参加者からアジア地域における不拡散体制強化の方向性について様々な建設的提案がなされる等、活発な意見交換の場となった。また、拡散安全保障イニシアティブ(PSI)(後述)についても、参加国である日、米、豪より説明を行い、アジア諸国から一定の理解が得られたほか、協議の締めくくりには議長サマリーが発出されるなど、極めて有益なものとなった。また、今後こうした協議を続けていく必要性についても参加国間で確認され、地域的不拡散体制強化に向けたわが国の取組が高く評価された。
- また、わが国は平成5年度より毎年アジア諸国の輸出管理当局の担当者(原則課長級)を対象にアジア輸出管理セミナーを開催しており、平成15年10月28-30日には第11回アジア輸出管理セミナーを開催した。平成15年度は、アジアにおける厳格な輸出管理の必要性及び迂回輸出を防ぐための取組に焦点を当て、アジア諸国が実効的な輸出管理体制を確立するための方策につき議論が行われた。今後も輸出管理セミナーの実施を継続することにより、アジア地域における連携強化を図ることが重要である。
- (d) こうした取組に加えて、拡散安全保障イニシアティブ(PSI)が大量破壊兵器等関連物資の

拡散防止のために、参加国が共同してとりうる措置を検討していく取組として平成15年5月、発足した。わが国はこれまでのわが国の不拡散に対する取組に沿うものとして、これに積極的に参加してきている。これまでに4回の総会が開かれ、9月のPSIパリ総会においては、PSIの目的や阻止のための原則を示した「阻止原則宣言」に合意するなど、急速に進展している。今後は、PSI非参加国の協力をいかに得るか(アウトリーチ)が課題となる。わが国としては、アジア地域の諸国を中心としたアウトリーチ活動を念頭に置いており、上述のASTOPの場においてもPSIに関する有意義な議論がなされ、ASEAN諸国をはじめとするアジア地域を中心とした実りあるアウトリーチ活動の第一歩を踏み出すことができた。

(3) 優先性

大量破壊兵器等の拡散を供給サイドから規制する「国際的輸出管理レジームの強化」、大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイルの拡散防止のための「HCOC強化」、「輸出管理セミナー等の開催」及びPSIといったわが国の不拡散政策は、テロの脅威に脅かされている今日の国際社会において平和及び安全を確保する上で極めて重要な課題であり、優先的实施が不可欠である。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

各輸出管理レジームについては上述のとおり着実な進展があった。HCOCにおいても、93か国から111か国への参加国増加といった具体的成果があり、今後とも継続していくことが重要である。PSIについても国際的な不拡散体制の強化のために不可欠な取組であり、わが国として今後ともアウトリーチの推進を継続していくなど、協力を推進していく必要がある。アジア不拡散協議(ASTOP)においては、終了後に発出された議長サマリーに示されるように、アジア諸国からASTOPのような不拡散協議を今後も継続していくことの重要性が強調されたことも踏まえ、アジア諸国のみならず国際社会全体の平和及び安全を確保するとの観点から、今後とも不拡散体制強化に向けた取組の継続を図る必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求へも明確に反映させる予定である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「アジア不拡散協議(ASTOP)」(<http://www.mofa.go.jp/>)
- ・「国際的輸出管理レジーム」(<http://www.mofa.go.jp/>)
- ・「拡散安全保障イニシアティブ」(<http://www.mofa.go.jp/>)
- ・日本国際問題研究会 軍縮・不拡散促進センター『わが国の軍縮外交』(平成15年原稿)
- ・外務省『平成15年度外交青書』(平成15年)

7.【備考・特記事項】

「国際的輸出管理レジームの強化」及び「HCOCに対する取組」の実施にあたっては、各担当官(各レジーム、各1名(HCOCはMTCR担当官が兼務))が日常的に関連業務に取り組んでいる。輸出管理セミナーにおいては、関係省庁と連携し、共催という形で大幅な費用削減に成功している。

不拡散体制強化のためには、軍縮・不拡散関連条約の普遍化や輸出管理体制が未整備な国における法制度整備・法執行体制の確立等、地道かつ長期的な努力・支援が必要であり、結果が直ちにあらわれるものではないため、効果に関する画一的な評価基準を設定できず、短期的に定量的な評価が困難であるが、中長期的に良好な関係を構築する継続的努力が必要であることに留意すべきである。

